平成26年2月26日

一般社団法人日本弁当サービス協会
会　員　各　位

一般社団法人日本弁当サービス協会
会長　保々　賀右

消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為について

当協会では、平成26年4月1日から実施される消費税値上げに関し、各協会員を対象として消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為（カルテル）を下記のとおり実施することとし、2月26日付で公正取引委員会に提出し、受理されました。

関係各位におかれましては、上記事情をご理解いただき今後とも格段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1．対象品目
　弁当、すし、うどん、そば、オードブル等

2．転嫁方法
　各会員は、それぞれ自主的に決めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せします。

3．表示方法
　各会員は、価格交渉を行う際に税抜き価格を提示（表示）します。

4．実施期間
　平成26年4月1日から平成29年3月31日迄。

様式第１号（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成 26 年 2 月 26 日

公正取引委員会　殿

名称又は氏名　一般社団法人
日本弁当サービス協会　印
住　　所　〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町
2-21 淡路町広瀬ビル３階
代表者の氏名　　会長　　保々　賀右

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第１２条の規定により、平成２５年公正取引委員会規則第４号第１条第２項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

公正取引委員会事務総局
受　26. 2. 26　付
取引部取引企画課

記

１　共同行為の主体に関する事項

(フリガナ) (1)　名称又は氏名	イッパンシャダンホウジンニホンベントウサービスキョウカイ 一般社団法人日本弁当サービス協会
(2)　事務上の連絡先	住所　〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-21 淡路町広瀬ビル３階 電話番号　03－5289－7470 部署・担当者名　一般社団法人日本弁当サービス協会 専務理事　夏目　廣
(3)　参加事業者等の概要	日本国内において弁当製品を製造販売する当協会会員の事業者
(4)　業種	☑1　製造業　(　弁当製品製造業) ☑2　卸売業　(　炊飯製品卸売業) ☑3　小売業　(　弁当製品小売業) □4　サービス業　(　　業) □5　その他　(　　業)
(5)　設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(6)　参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の３分の２以上が中小事業者であることの確認	①　参加しようとする事業者の数　　名 うち３分の２以上が中小事業者である　□はい　□いいえ ②　参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数　1　団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の３分の２以上が中小事業者である ☑はい　□いいえ

様式第２号（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成 26 年 2 月 26 日

公正取引委員会　殿

名称又は氏名　一般社団法人
日本弁当サービス協会
住　　所　〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町
2-21　淡路町広瀬ビル３階
代表者の氏名　　会長，　保々　賀右

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第１２条の規定により、平成２５年公正取引委員会規則第４号第２条第２項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

公正取引委員会事務総局
受　26. 2. 26　付
取引部取引企画課

記

１　共同行為の主体に関する事項

(1)　（フリガナ） 名称又は氏名	イッパンシャダンホウジンニホンベントウサービスキョウカイ 一般社団法人日本弁当サービス協会
(2)　事務上の連絡先	住所　〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-21 淡路町広瀬ビル３階 電話番号　03－5289－7470 部署・担当者名　一般社団法人日本弁当サービス協会 専務理事　夏目　廣
(3)　参加事業者等の概要	日本国内において弁当製品を製造販売する当協会会員の事業者
(4)　業種	☑1　製造業　（　弁当製品製造業） ☑2　卸売業　（　炊飯製品製造業） ☑3　小売業　（　弁当製品小売業） □4　サービス業　（　　業） □5　その他　（　　業）
(5)　設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律